印鑑証明方式の改正
十月一日から間接方式に

印鑑証明の方式が、十月一日から直接方式を間接方式に改めます。

◇現在役場に登録されている印鑑についても、すべてあらたに登録のやり直しをしなければなりません。◇

なぜ改正したか

社会経済の発展にともない印鑑証明の利用度が高まり、それに応じて印鑑にまつわる不正事件や事故も年々増加しています。

そこで、不正や事故防止と合せて印鑑証明事務を円滑化し、皆さんの利便をはかるため、今までの手書きによる直接方式から、複写（コピー）による間接方式に証明方法が改められます。

登録のやり直し

昭和五十年十月一日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内に、なるべく早目に登録をすませてください。

もっとハンコに注意しましょう

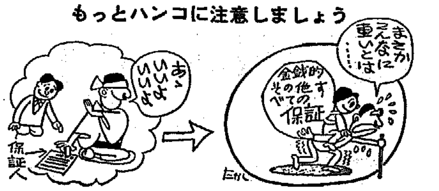

登録をするには

1.本人が印鑑を持参して申請をする。

この場合は、身分証明書とか運転免許証など本人であることを確認できる書類をなるべく持参ください。

2.本人がどうしても、役場へこられない場合は、代理人によって登録申請ができます。

3.代理人による申請の場合は委任状を添えるなど、いろいろの手続きが必要ですから、できるだけ本人が申請するようにしてください。

◎印鑑登録証

登録申請が受理されると、「印鑑登録証」が交付されます。

◎印鑑証明書をもらうとき印鑑を持参する必要はなく交付された「印鑑登録証」を役場に提示すれば印鑑証明書が交付されます。

在宅重度障害者に――
10月から福祉手当が

昭和五十年十月から在宅の重度障害者の方々に福祉手当が支給されることになりましたので、該当されると思われる方は十月三十一日までに手続きをすませてください。福祉手当制度は次のとおりです。

なお、詳細については住民課におたずねください。

一、支給要件

(1)精神及び身体に重度の障害を有し、日常生活に常時介護を要すること。

(2)日本国籍を有し、現に日本国内に所在地を有すること。

(3)在宅の障害者で廃疾を事由とする他の制度による給付を受けていない者（障害福祉年金、特別児童扶養手当は併給できる）

二、支給対象障害者

(1)日常生活に常時介護を要する程度の身体障害者（身体障害者手帳一級及び2級の一部を含む）

(2)長期にわたる安静を必要とする症状の療養者。

(3)日常生活において常時監・介護を要する精神障害者。

(4)日常生活において常時介助又は介護を、要する精神及び身体の障害をあわせもつ者。

三、手当額

月額　一人　四千円

四、支給月

一月、五月、六月

所得制限表　（単位円）

所得制限基準 限度額 ／ 扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
障害者本人	600,000	762,500	982,500	1,202,500	1,422,500	1,642,500
扶養義務者等	1,632,500	1,852,500	2,072,500	2,292,500	2,512,500	2,732,500

10月1日 国勢調査

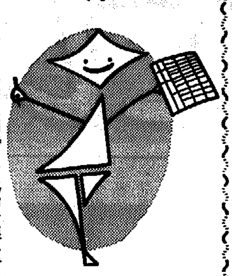

十月一日は全国一斉に国勢調査が行なわれます。

この調査は、五年ごとに全国民を対象に行なわれるわが国のもっとも大規模な統計調査です。ふだん住んでいるすべての家族について、もれなく申告してもらうことになっています。

調査の結果は、国の政治や行政の基礎資料となり、県や村の大切な資料にもなりますので、一人ももれなく、正しい申告がされるよう全村民のご協力を望んでいます。

村では、三十八の調査区を設定し、調査員が、9月下旬からそれぞれ皆さんのお宅を訪問して調査票の記入のお願いにあがりますので、調査票が配布されましたら、注意事項をよく読んで正しく申告してください。（記入はえんぴつで）

なお、不明の点や疑問がありましたら、調査員の方に聞いてください。

亀田第四・信組が
手形交換所に加盟

きたる十月一日から第四銀行亀田支店と、新栄信用組合が新潟手形交換所に加盟することになりました。

したがって第四銀行亀田支店と、新栄信用組合と取引をお持ちの方は、次の点にご留意ください。

㈠不渡りについてのご注意

手形交換所に加盟することは、交換規則によって手形の期日決済が厳格になりますので、支払日に十分気をつけなければなりませんが、取引の相手方も同じことですから、お互いがより安心して取引ができるようになります。

㈡手形、小切手等の入金について

新潟手形交換所に参加している金融機関を支払い場所とする手形は期日当日にまた小切手はお持込当日にご入金になれます。（ただし、お払出しについては、入金が確定する交換日の翌日午後一時十分以降となります。）

なお、前記取立料は無料です。

加圧ポンプ設置で
大江山の水不足を解消

懸案であった横越村給水区域の一部である細山、蔵岡、大渕、三百地、江口等の水不足は過去数年前から問題となっていましたが、一番多く水を使う夏場を迎えての応急措置として、小杉上地内に総事業費八〇〇万円余を投じ八月十二日加圧ポンプ設置工事を完成。小杉、大江山地区に対し加圧送水を開始しました。よって大江山地区における水不足、水圧不足は解消されました。

なお、ポンプ小屋は無人であり故障等があった場合、小屋の屋根に黄色の回転灯がついており、その回転灯が点滅するようになっていますので回転灯の点滅を発見された場合、至急役場へご連絡くださるようご協力をお願いいたします。

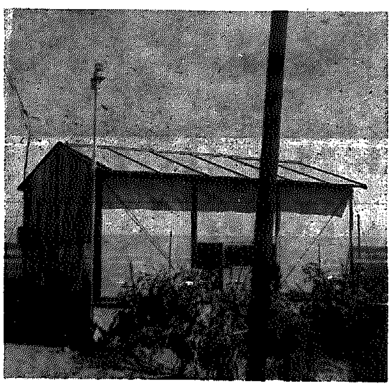

小杉上の加圧ポンプ小屋

戦没者遺族に
特別弔慰金20万円

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部が改正され、戦没された方々の遺族で年金等の受給資格のある人がいないときは、兄弟姉妹に新たに特別弔慰金二十万円（十年償還無利子）が支給されることになりました。

特別弔慰金の受給条件は、昭和五十年三月三十一日までに公務扶助料遺族年金等を受給していた人が、死亡等によって失権し、他にこの年金等を受給することのできる人がいないこととなっています。

なお、受給できるものは、次のとおりですから、期限まで請求手続きをしてください

詳しいことや、手続きのことは、地区の遺族会役員か役場住民課へお問い合せください。

◎特別弔慰金の受給できるもの

1.特別弔慰金（3万円の国債）を受給していた人が、死亡した場合も対象となります。

2.昭和十六年十二月八日以後の戦没者遺族で、弔慰金を受給した人がおり、特別弔慰金（3万円の国債）を請求しなかった人。

3.昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間の戦没者の遺族。

消費者の窓

炭酸飲料の扱い

ビール、サイダー、コーラなど炭酸ガス入りの飲みものの取り扱いについての注意をお知らせします。新聞などでコーラやビールのビンが突然破裂して思いがけぬケガをしたという記事をご覧になったことがあると思いますが折角のおいしい飲みものが、私たちの取り扱いや、保存の方法がよくないために悲しい事故を引き起すことのないよう次のことに十分注意しましょう。

一つは、倒したり落したときの破裂を防ぐため、ベランダやコンクリートの上に置かないこと。

二つは、倒すのをさけるためバラに置かずに箱に入れて保管し子供には栓を開けるまでさわらせないこと

三つは、栓抜きで栓をたたいたり、びんをたたいたりしないこと。

四つは、直射日光にあてないで日かげに置くこと。

五つは、買物袋にさかさに突込んだり、寝かせて、もち歩いたり、なるべくゆすらないこと

六つは、絶対に冷蔵庫の冷凍室に入れて急に冷やさないこと。

七つは、冷蔵庫からの出し入れは、必らず大人が扱うことなどの点にどんな忙しいときでも心をくばりましょう。

また、消費生活用品安全法により昭和49年6月1日からは四百cc以上の炭酸飲料のびんには、Sマークの表示がないものは販売できないことになっています。毎日の食生活のなかで家族全員おなじみの飲みものであるだけに、事故を未然に防ぎ楽しく飲みましょう。

わるふざけはやめて

119番＝火事・救急車

110番＝警　察

電話の自動化によって、有事の際の緊急連絡として、この二つの番号は、大変役立っています。ところが、かけ違いでもない「いたずら電話」があって関係機関では非常に困っています。

この「いたずら電話」は、大人もいますが、子供がほとんどで、ただ呼び出しをしてみて、「反応を試す式」のもので、関係者はその都度緊張させられて困っています。

電話の悪ふざけをやめ、特に子供には、電話のかけ方の一つとしてよく教え、注意しましょう。

ガス料金改訂公聴会

越後天然ガス㈱の料金改訂に関する公聴会が次のとおり開催されます。

◎公聴会日時場所

○昭和50年10月7日午前10時30分から

○五泉商工会議所（五泉市[illegible]）

◎料金改訂資料閲覧

越後天然ガス㈱本社（五泉市横町）及び新津営業所（新津市新町）

◎公聴会傍聴及び意見陳述の問合せ先

東京通産局公益事業部

電話〇三―二六―五六四一番

◎秋の農作業安全運動推進強調期間

8月21日～9月30日

今月の村税

固定資産税　第3期